

# 滑川海浜公園植栽維持管理仕様書

## (総則)

第1条 この仕様書は、滑川海浜公園（以下「公園」という。）が常に良好な状態であり公園利用者が快適に利用できるための維持管理作業に適用するものとする。

## (施設・植物への配慮)

第2条 作業に当たっては、対象となる施設・植物への特性、当該作業の目的及び影響等を十分に理解し、特に生きものとしての植物に対する細心の注意と愛情をもって作業を行い、その目的を達するよう努めなければならない。

## (芝管理)

第3条 芝管理作業は、芝刈り、雑草、ガレキの撤去、施肥などの作業とする。

- 2 延長した茎葉を近辺の樹木、草花、構造物等を損傷しないように注意しながら一定の高さに刈り込むこと。
- 3 刈り込みの高さは、指定管理者が滑川市と協議すること。
- 4 原則としてローンモア等による機械刈りとし、作業に対しては、特に公園利用者の安全に注意すること。
- 5 樹木の根際、柵、構造物等の周りで機械刈りが適当でないところについては、手刈りとする。
- 6 刈りかすは、原則として園外処理とするが、やむをえず園内に一時置く場合は、指定管理者が滑川市と協議し運営に支障にならない場所に集積すること。

## (樹木剪定)

第4条 剪定は、夏期及び冬季の適期に行うこと。また、保安林である松等の剪定等が発生した場合は、作業前に滑川市と協議することとする。

- 2 剪定すべき枝は、次に掲げるものとし樹木を良好な容姿に整えること。
  - (1) 成長の止まった弱小の枝
  - (2) 成虫害におかされた枝
  - (3) 通風、採光、人車の通行等に障害となる枝
  - (4) 園外に伸びた枝
  - (5) 折損によって危険をきたす恐れのある枝
  - (6) 不要な支柱は撤去処分すること

## (施肥)

第5条 樹木の状況を把握し、適期を見計い、施肥を行うこと。

(薬剤散布)

第6条 薬剤の散布に際しては、表示板等により散布中であることを明示し、薬剤取締法等の法規並びにメーカー等で定める使用安全基準及び使用方法を遵守すること。

- 2 散布量は、指定の濃度に正確に希釈混合すること。
- 3 散布は、利用者（客）が無く、風が少ない天候の不順でない日を選び、特に真夏に行う場合は、日中を避け出来るだけ夕方とする。
- 4 散布は、噴霧器等を用い、周囲の対象物以外のものにかからないように注意し、風上から散布すること。
- 5 散布方法は、それぞれ病害虫の犠牲に応じて最も効果的な方法で行うこと。

(清掃)

第7条 作業の実施に当たっては、表示板等により作業中であることを明示すること。

- 2 作業は、せせらぎ、園路広場及び公園周辺の側溝については、入念に清掃し、泥、砂、ゴミ等を除去し、常時清潔保持に努めることとする。

(除草)

第8条 公園内の修景及び利用者に支障のないよう随時除草すること。

(照明の管理)

第9条 四季を通じて、照明時間及び照明箇所については、滑川市と協議し管理するものとする。

(真夏における散水)

第10条 真夏において、晴天が続く樹木が枯渇する恐れがあるときは、状況に応じて散水を行うこと。

(作業日誌)

第11条 作業日誌を作成し、作業に関する事項を詳細に記録しなければならない。

この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。